

## 平成18年 第1回定例会、一般質問

### ○議長 本田 哲也君

5番、川上議員の一般質問を許します。5番、川上議員。

### ○議員 5番 川上 誠一君

おはようございます。5番、川上です。一般質問を行います。今、日本国内のほとんどの自治体で行財政改革が取り組まれています。その大きな原因として、国の三位一体の改革による地方交付税や国庫補助金の削減があります。補助金負担金の削減が3年間で約5兆2,000億円で、税源移譲額などが3兆8,000億円で1兆3,000億円の財源がなくなっています。地方交付税は3年間で5兆1,224億円ですが、地方税の増収が2兆7,258億円ありますから、単純に差し引くと約2兆4,000億円の財源を削られることになります。

しかし、実質的には必要経費がふえているわけですから、自治体にとっての実質的な削減は3兆円を下らない規模になっています。三位一体の改革が地方分権、地方の自由度を高めるとは名ばかりで、国の責任の後退と地方財源の大幅後退であることが明らかになり、自治体首長の中にも批判が広がっています。

高知県の橋本大二郎知事は、当初は地方の裁量が高まる期待感から肯定的でしたが、372億円が三位一体の改革で高知県が受けた税源移譲の影響額、これらを踏まえて総括を迫られ、三位一体の改革が改革でも何でもないことが私にもわかりましたと述べています。積極的推進者の浅野史郎前宮城県知事も、この決着は地方の期待を裏切るものであった、改革など始めなければよかったと言いたくなるほど中途半端な状況であると言わざるを得ない状況です。

こうした中で、地方自治体は厳しい財政運営を強いられ、政府の進める行財政構造改革に取り組まざるを得なくなっています。

そこで、次の点について伺います。現在、国の進めている三位一体の改革を初めとする行財政構造改革の本質、理念についてどう思われるのか町長に伺います。

2点目に、構造改革の最終局面として、今国会に「公共サービス改革法」（市場化テスト法）が提出されていますが、この法律に対する考えを町長に伺います。

次に、町の行財政改革について伺います。

芦屋町では国による地方交付税の削減だけでなく、地方財政に寄与してきた競艇の収益がなくなり、二重の要因で厳しい財政運営を強いられています。18年度予算案も実質8億円の財源不足を基金の取り崩しで補っています。

こうした中で財政の健全化を図るという目的で、第3次行政改革に取り組み、行政改革大綱に基づき、行政改革の具体的な取り組みを示した集中改革プランを公表しています。これは、平成17年3月29日に総務省により出された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな

指針の策定についてを参考とし、その内容に沿ったものとなっています。

そこで、次の点について伺います。行政改革指針に示されている「新しい公共空間を形成する戦略本部」とはどういう意味なんでしょうか。2点目に行政改革大綱の表題である「自治体経営によるまちづくり」とはどういうことでしょうか。3点目に、集中改革プランの中で予算配当制の目的と仕組みについて伺います。

最後に、新しい地方債制度の活用について伺います。三位一体の改革による06年度の新しい地方債制度として、施設整備事業が出てきます。これは、公共事業の補助金で税源移譲の対象となった事業の財源措置です。公立学校や公立保育所の整備に適用されます。また、団塊の世代の定年退職で退職手当が大幅に増額することに対応する退職手当債が拡充されます。さらに、現在ほとんどの自治体が総務省の新地方行革指針に基づいて集中改革プランを作成していることを踏まえ、行革推進債ができます。5年間での職員定数と給与総額の削減計画の結果、期待される財政節減効果の範囲で、公共施設の整備事業の期待ができます。地方交付税の財源不足対策として、これらの地方債制度を活用し、住民にとって必要な事業を推進充実させるために、自治体として努力すべきと考えるがいかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

**○議長 本田 哲也君**

執行部の答弁を求めます。町長。

**○町長 鈴木 清吾君**

第1点目につきまして私の方から答弁させていただきます。行財政の構造改革について、本質、理念について自治体の長としてどう思うかということですが、この本質、理念については、私自身は肯定をすべきだろうというふうには考えてます。ただ、実態としてどうなのかということが一番重要なことではないかというふうに考えてます。

特に今三位一体改革につきましても、今議員が御指摘のように、いろんな意見が出ております。特に知事会の会長は、福岡県の麻生知事が会長でありますけれども、また、町村会の会長は添田町の山本町長が会長でありまして、福岡県から6団体のうちの2つの団体の長が出ておられますけれども、異口同音に同じようなことを言われております。

特に、地方分権についても非常に不完全な状況での解決というか、一部税源移譲を受けましたけれども、それも非常に不完全で、ただし、税源移譲で税をとれる自治体については、それはそれなりの効果あると思うんですけれども、本当に田んぼや森林、そういう山林の多くの抱えた、自然を抱えたところの自治体の長は恐らく、今後今のままで地方交付税をどんどん差し引いていくと。あとは知恵を絞りなさいという形であれば、本当にこのままの状況でずっとこの改革が私は進むとすれば、この日本の国から町村はすべてなくなっていくという形に考えます。それか残

るとすれば、もう山林を、そのときの町村長がやるかはどうかは別として、場合によっては手段を選ばずに、産廃施設か何かをどんどん自然を壊してもってくると。もしくは、田んぼも、そういう農業の食糧自給率を上げるということで、農林水産に言っておりますが、そんなことはもう関係なく、しかも、場合によっては、そういう破綻をしたとこの町村長の、そういう法律も用意はされておるみたいですが、責任を負わせるということになりましたら、手段を選ばず、とにかくお金を儲けようということになれば、いろんな方法は確かにあろうかと思えます。

田んぼも、それから農地も、そういう農振地域を外しまして、もう一般の白地にしてしまうと。むしろそれを望んでおられる方もたくさんおられます。そういう形の使用をすれば税収も上がってくるし、手段を選ばず自然も田んぼもなくしていけば幾らかの収入が入るかもしれない。

しかし、全国でそういうところの自治体が出たときに、どういう結果になるかということは、もう自然は一気に破壊されます。ですから、やはり、国の方もやっぱりその地域の特性に合った、もちろん工場も必要です。それから、新宿の歌舞伎町のは、歓楽街もあるところでは必要でしょう。ですけども、日本全国にあの歌舞伎町が成り立つはずがありません。また、全国の町村長が、その歌舞伎町のようにしようとももちろん思っていないでしょうけども、あり得るはずがありません。ですから、そういうことを考えながら、やっぱり行政はやるべきだというふうに考えております。必要などこには、そういう必要なものをちゃんとしていく。

ただし、やっぱり自然環境を守っていくところも、当然、今地球的な環境破壊の話もあっております。そういうことも、森林はそういう役目、または田んぼについても、洪水だとか、災害についての保水能力も十分あるわけですから、そういうところも十分配慮したやっぱり国の政策が私は必要ではないかというふう考えてます。

この構造改革皆さんもよく言われてるんですが、このままずっと無制限にこれを進めますと、富める者と貧しくなる者の、陰と光の部分と今言われてますけども、これがますます私は鮮明になり、100%富があるとすれば、もう富の一部分を大企業なり、大資本家が占領してしまうと。あとわずか残った富の部分をみんな苦しい者は、あとの大多数の国民がそれを共有していく、そういう結果になるんじゃないかというふうに考えております。

2点目の今国会の公共サービスの改革が提示されているが、この法案に対する考え方を問うということでございますが、これについては、国会で提案されていることですから、これは、地方の一町長が口を挟むべきことではないというふうには私は考えております。これは、国会で今から、我々の代表者の方がそこで論ずるわけですから、もうコメントについては差し控えたいと考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私の方からは行政改革の推進ということでお答えをしたいと思います。

芦屋町は現下の厳しい財政状況を踏まえまして、行革推進委員会の答申、それから、パブリックコメントによる住民参画での意見聴取及び議会との調整を経まして、行政改革の大綱を策定し、この大綱に基づきまして集中改革プランをまとめてきたものでございます。

この大綱及び集中改革プランは、地方分権及び三位一体改革の本来の考え方と相通ずるものがあります。それは、地方の自立による分権型社会を構築していくもので、これによりまして、行財政基盤の強化を図っていくものであると考えております。

そこで、御質問の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に掲載されているこれからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、新しい公共空間を形成するための戦略本部となり、行政みずからが担う役割を重点化していくことが求められているとありますが、このことの意味は何かという御質問でございました。

これにつきましては、先ほども言いましたが、端的にいいまして、地方の自立による分権型社会の構築ではないかと考えております。

次に、第3次行政改革大綱のスローガンでございます自主、自立の自治体経営によりますまちづくりということは何ですかという御質問であったと思いますが、これにつきましては、昨年7月14日の議会全員協議会で御説明をさせていただきましたが、行政改革を推進する上での基本的考え方として掲げたものでございます。

したがいまして、昨年度実施いたしました各種施策の見直しで掲げた芦屋町単独でのまちづくりに向けて、及び自立による地方分権の考え方とも相通じるものであると考えております。

以上で説明を終わります。

○議長 本田 哲也君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

2点目の（ハ）集中改革プランに掲げております予算配当制の目的と仕組みについてでございます。これは経常経費の削減を目的としておりまして、予算編成において、前年度の予算に一定の割合、これを削減した額を各課係単位に配当いたしましたして、各課係はその配当額の範囲内で経常経費に配分し、スムーズに予算編成を行おうとするものでございます。

それから、3点目の新たな地方債制度の活用についてでございますが、まず、施設整備事業、これは平成18年度に廃止、もしくは税源移譲されます施設整備費補助金、これに係る施設整備に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分について、原則として特例の地方債を充当できる

という制度でございます。

対象事業といたしましては、議員さん言われますとおり、公立学校や公立保育所などの整備というものが考えられます。

次に、退職手当債、これにつきましては、趣旨は議員さんが言われるとおりであります、貸し付ける条件といたしまして、定員適正化計画を定め、将来の総人件費の削減に取り組む団体に対しまして、平年度ベースの標準退職手当額を上回る額の範囲内で、10年間、平成27年度までの特定措置として発行を許可しようと、そういう制度でございます。

最後に、行政改革推進債、これにつきましては、集中改革プラン等に基づき、数値目標を設定並びに公表して、計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体、これは芦屋町もこの要点はクリアしておると思います。

そういう団体が必要な公共施設等の整備事業を実施する場合に、当該事業に係る通常の地方債に加えるということですので、当然適債事業でなければなりません。何でもかんでも適用できるというものではございません。この通常の地方債に加えて、この行政改革推進債を充当できると、上乘せできるというものでございます。

なお、この充当可能額につきましては、行革の取り組みにより、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内というふうになっておりまして、議員さんが言われております人件費の削減効果、これは当然この範囲に該当するわけですが、この人件費以外のすべての項目での削減効果の範囲内ということが言えます。

なお、これら3つの新制度の詳細につきましては、4月になってから例年示されておりますので、その通知を精査いたしまして、活用できるものがあれば活用してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

まず、行政構造改革について町長はどのように考えるかということで、基本的には今の三位一体改革によって地方の財政は厳しくされていると。それと、こういった構造改革が進められていったら格差が大きくなるのではないかという、そういった懸念を持っているという、そういったところですが、基本的には肯定するということを言われましたが、これは、今の国の財政がやはり700兆円を超える負債があって、そういった点では、こういったことを考えていけば、構造改革をしなければ、やっぱり国も地方もいけないという、そういった点での肯定でしょうか、伺います。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

地方地方で例えばむだを省きながら、議会の皆さん方にも今回いろんなことの御提案をさせていただいておりますが、町民や国民の皆さん方から御指摘のないようなことについての改革をしていくという、そういう理念については肯定をするということでございまして、むしろ、国自身が今地方人の問題等々いろいろされております。莫大なお金がそこに流れているものの改革についてはまだ手がついてないところもあります。ですから、私としてはやっぱり強いものから先に、上の方からどんどんやっていただいて、しかしながら、我々としてはこういう形で交付税の削減等々の大変厳しい財政ですから、もうもちろんいろんな方からの御指摘をいただかないように、改革すべきところはみずから改革していこうということで、今改革プランを出しておると、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

その問題はまた後からお伺いしますが、市場化テストについては、今は、国会に提出されているので、この地方自治体の長として、これに対してどうこういうことではないという御指摘でしたが、私が聞いたのは、確かに今国会に提出されてます。それで、今後、この国会を通過して具体的にそれぞれの地方で、この市場化テストを行うという、そういった状況が近い将来生まれてくるという、そういったふうに私は思うわけです。そういった点で、この市場化テストについて町長はどう思うのか、内容についてどう思うのかということで伺ったわけなんですけど、この市場化テストがどうして今国会に上程されているのかという、そういった背景を見ますと、まず、第一に市場化テストは何かということをいいますと、簡単にいえば、市場化テストとは、公共サービスの担い手を官民の競争入札で決めるという、こういった制度です。平成17年の12月の21日の規制改革民間開放推進会議、これは政府の諮問機関だと思いますけど、ここで規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申というものが出て、小さくて効率的な政府の実現に向けて、官民を通じた競争と消費利用者による選択ということで、この中で、こういったことが書いてあります。規制改革・民間開放の諸改革の背景に共通する課題は、官による配給サービスから民による自由な競争選択へと制度の転換を図ることにある。官自身あるいは官が定めた特定のものだけが、官によって定められた財サービスを提供する世界は配給制度と同様である。我が国の公共サービスの大部分は、この配給制度により支配されている。官制市場の下にあるといっても過言

ではないということで、以上のような観点から、既に公表している平成17年規制改革・民間開放推進会議の運営方針に示すとおり、本年度は我が国経済、財政への影響が大きい分野や国民の関心の高い分野を中心に、行政部門の徹底した効率化、コスト削減及び国民負担の軽減、民間部分の事業創出に資する規制改革・民間開放に重点的に取り組んでいくという、こういったことが書いてあります。

この中で重点分野として、市場化テストの早期法制化、官僚の民間開放、規制の見直しの基準の策定、それからまた、医療、教育、農業等の主要官制市場の改革という、こういったことが掲げられてます。

これで、市場化テストについて具体的にいうと、市場化テストの速やかな本格的導入ということで、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し、実現することは国、地方を通じた我が国全体の喫緊の課題となっており、民間にできることは民間の構造改革の具体化や限られた財政の中で公共サービスの質の維持向上が求められていると。こういったことで、具体的には、すべての公共サービスを聖域なく検討対象とし、徹底した官業の情報公開化を含めた市場化テストの実施プロセス全般について、強力な監視権限を持つ第三者機関の設置などから、市場化テスト法案を次期通常国会に早期提出するとともに、市場化テストの本格的導入に向けた所要な措置を講じると。こういったように、政府としては、この市場化テストを今度の国会に出して、そして、それを成立させて市場化テストを行っていくということを明確に示しているわけです。

それで、なぜこの時点になって市場化テストが出てきたかと。新指針の中では、自治体に行っていたことは、一つはPFIの導入、そして、それから、指定管理者制度、それから、独立行政法人とか、そういったことを指定してたわけなんですけど、さらに新たに市場化テストもということになっているわけです。

これを見ますと、この中にも、これまでもPFI制度、指定管理者制度、構造改革特区制度等、官制市場の民間に関する横断的な取り組みも部分的に行われてきたが、各々の制度についてはさまざまな限界が指摘されていると。これは、既存制度の限界と、モデル事業から明らかとなった経験を踏まえて、市場化テストを公共サービスの普段の改革を計るツールとして強力に実施していくべきであると。そういったことで、政府一丸となった取り組みを進めるということをやります。

先ほど言ったPFIはどこに問題があったかといえば、公共施設等の管理運営等のうち、行うことのできない事務があるとか、民間の創意工夫が発揮できる制度では必ずしもなっていない。それから、指定管理制度としては、公物管理法等の法的整備が行われてないために、すべての地方公共団体の公の施設について、管理運営を行うことができないと。また、構造改革特区などについては、これは、認定申請が地方公共団体のみで、民間が直接行うことができない。つまり、こ

ういったものでは民間が十分参入することができないから、こういったものの上に、今度は民間が十分参入できる市場化テストをやりなさいと。これを、今度の国会で成立させて、それぞれが、国も地方も行いなさいということを行っています。

それで、実際、この法律が今度の国会に出てきてるわけですね。この中で、基本理念としては、公共サービスの改革は公共サービスの全般について、普段の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のためによりよい質かつ低廉な公共サービスを実現するために行うということ、指定されているのが、現在特例をもってやるというのが、一つはハローワークの関連業務、それから、社会保険庁の関連業務、それから、地方公共団体としては、地方公共団体の窓口業務、住民票の写し、引き渡し等です。これが、民間参入ができないように、官でなければ実施できないような法律、特例が定められております、こういったところには、ただ、市場化テストにおいては、こういった法律について、民間事業者の参入を可能とするために、特例の法案をこの市場化テスト法案の中にもつけて、その枠をとっばらって、民間参入ができるというふうにしてます。

そういった点で、今るる難しい政府のそういった言葉を引用して述べましたが、簡単にいうと、市場化テスト法のねらいは、表向きの理由はどうあれ、行政の住民に対する公的責任を縮小、解体することにより行政をスリム化し、国や自治体の事務事業、そして、さらにサービス分野を官制化として、そこに営利を目的として企業を積極的に参入させるもの、こういったことになると思いますが、この点では、こういったふうにこの市場化テストの導入についてお考えでしょうか。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

ここに公共サービスの改革法の法制定の趣旨についてちゃんと資料も持っているわけでありまして、先ほどから申し上げるように、今、議員がおっしゃったのは、日本の国は議会制民主主義でございます、我々の代表者を通じて、ここは地方議会でございます。地方議会での条例制定等についての議論はしますけれども、この法律公共サービス改革法なる法律の上程されて、国会で今まさに論じられようかとしているところについて、私がここでいろんな意見を言ったとしても、何ら影響はないと思いますし、ですから、我々としては、しかし、そういいながらもこれが成立すれば、恐らくそれを我々はどのようにして実行に移すかということになると思います。それを見させていただいてどうするかということについては、法律が制定するかしないかをまだはっきりしてないわけですから、そういうことについては、私についてはコメントを避けさせていただきたいということが、私の答弁であります。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

コメントを差し控えるとかいいますが、結局、法案の中身を見て、これが地方自治体にとってどうなのかと、そういった観点から私が伺っているわけです。ただ、そういったことは、地方自治体の町であれば、当然それに対するこういった内容では、地方自治体にこういった影響があるか、そういったことも考えられるんですから、当然それに対する考え方というのは、私は表明してもいいんじゃないかと思いますが、ただ、この市場化テストの導入については、平成17年の12月26日、総務省により、地方行革の推進に関する大臣書簡というのが出されてます。これは、竹中総務大臣が総務大臣になって通達を出したわけなんですけど、竹中総務大臣自体が、この間の歴代の総務大臣から見れば、今まではやはり地方自治体の立場に立った、不十分な点があってもそういったふうな部分がありましたが、この竹中さんに関しては、やはり財務省の立場からの見解で、思想で総務省にそういった考え方を持ち込んでます。

この方自体も、アメリカ仕込みの新自由主義者の経済学者であって、小泉改革の旗振り役であり、先ほど言ったように、地方自治体の立場ではなくて、財界、財務省のサイドの考え方を総務省に持ち込んできてる大臣ですけど、この人自体も大臣に就任しまして、地方分権21世紀ビジョン懇談会、こういったものを発足させて、道州制の検討の導入、それから、地方交付税の廃止、縮小、それから、財政調整機能の廃止とか、それから、自治体の破産法、そういったものを検討するとか、本当に地方自治体を潰すような方向性をもったことをいろいろ出してきてるんですけど、その方が、24日に行政改革の重要方針が閣議決定された後に、各都道府県知事、各都道府県議会議長、各市町村長及び各市町村議会会長あてに、こういった所管を出してます。

その内容についてみれば、まず、第1に、自分自身が小さな政府の担当大臣であるという、これを明確に出しているということ、それから、この市場化テストについて触れてます。これを引用しますと。いわゆる市場化テストについては、国が率先してみずからの事業を対象とした制度を整備することとしておりますが、あわせて先進的な地方公共団体が自発的に導入、実施することを阻害しないように、法令の改正等を行うことにしています。市場化テストにつきましても、改革の新たなツールとして積極的な御活用を御検討いただきたいと存じますというところで、国自体はもうこの市場化テストの実施に圧力をかけてきてるわけです。そういった点で、こういった書簡を町長がごらんになっているのでしょうか。

○議長 本田 哲也君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

その写しは私コピーしてもっておりますけど、竹中総務大臣からは、都道府県知事あてに出された文書でございます、市町村にはこの内容ではまだ来ていないと理解しております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

はい、わかりました。

これは、先ほど言いましたように、この書簡の冒頭には、市町村や議長にもあてて出すというふうに書いてありましたので、当然そういったことでも来てごらんになっているんじゃないかということでしたんですけど、とにかく、今こういったものをごらんになったわけなんですけど、こういった書簡が出たときに、自治体として拒否することができるんでしょうか。

○議長 本田 哲也君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

まず、先ほども町長の方から話がありましたように、法案自体が通っておりませんので、そのことについて云々ということではなくて、今現段階では法案の審議の推移を見守るという考え方であります。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

ただいま新行革指針の中で、集中改革プランの公表という文題がありましたよね。これは、住民説明会の中でも住民の方からも指摘されたんですけど、これは、強制的ではないかということでしたが、企画課長が、じゃあ、これは公表というのは強制的ではありませんよというたしか答弁をされていたと思いますけど、私、全国でどのくらいの自治体がこの集中改革プランをつくったのかというふうに見れば、17年の10月31日現在、都道府県では47団体中46団体、97.9%、政令指定市は100%、その他の市町村区は1,513団体中1,508ということで、99.7%です。公表しなさいといっても、これは自主的なんではなくて、基本的には強制なんです。

先ほど言いましたように、政府は並々ならぬ決意でこの市場化テストも導入して実施させますということ言ってるんですから、こういった通達を出すこと自体は、市町村自体も必ずやんなさいという、そういったふうな裏からのそういった威圧がやっぱりあるんじゃないかというふう

に思っています。

それで、このテストが導入された場合です。公共サービスについて、地方自治体は窓口業務を開放して行って、これを民間に行うということになります。それで、こういったふうになれば、いろんな住民票だけではなくて、戸籍とか、さまざまなものが民間の手にさらされるということになります。どういったものがあるかといいますと、まず戸籍法に基づく戸籍謄本の交付の請求の受付及びその引き渡し、外国人登録法に基づく登録原表の写し、登録、交付、それから、地方税法に基づく納税証明書の交付、住民基本台帳に基づく住民票の写し、住民台帳法に基づく戸籍の附表の写し、それから、印鑑登録証明書の交付の請求の写し、こういったものが民間の手でやられるということなるんです。

こういったことが、本当に国民、住民にとっても最も重要な個人情報、プライバシーに属するものが民間業者の目に触れ、手に触れることになる。幾ら法律で必要か、適切な監督を行うとか、民間業者は国民の信頼を確保するように努めなければならないという、こういった限定があったとしても、この程度の努力規定や1年以下の懲役または50万円以下の罰金で、秘密が厳密に保持される保証にならないかということ、これはやっぱり明らかと思うんです。こういった住民の高度な個人情報を扱う業務を民間に開放することは、自治体としてはやっぱりこういったふうを考えるでしょうか。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

今議員さんの国会で法案がもう成立したという前提でお話をされてますけど、まだ内容を見ると、確かに法案の中に今言われたことが盛り込まれてあると思うんですけども、我々はいろんなことがあったとしても、法律がちゃんと成立すれば、当然これ、俺反対だから、俺は法律ができてそれを守らないよということとはできない、先ほど申し上げたように議会制の民主主義の国家であって、そこでいろいろと国会で我々の代表者を通じて法案を議論するわけですから、そういういろいろな意見が多分国会の方で論じられて、最終的にこれが衆参の議決で通って成立すれば、自治体としてはそれを守ろうというやっぱり責務があります。成立してからはどうするかということについては検討していきたいというのは考えてます。

ですから、内容のことについてのいろいろ言われてますけども、まだ成立するかどうかについての議論はこれからされるわけですから、我々としてはその推移を見守っていきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

まだ、今国会で審議されてますけど、私が言っているのは、こういった個人情報を扱う業者に、個人情報を扱う業者を民間に開放すること自体はどうなんですか。そういったところを聞いてるんです。結局、今の自治体で行えば、地方公務員としての守秘義務とか、そういったものがあって、そういった個人のいろんな情報を扱うっていいですけど、民間に渡していけば、そういった守秘義務がなくなって、そういった情報が漏れたりとか、いくことが考えられるわけでしょう。それが、自治体としては、それで個人のプライバシーを扱うところが、こういったことでもいいのでしょうかというところをお伺いしたいんです。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

今いろいろとインターネットの情報が、個人情報が漏れたとか、いろんなところで今大騒ぎになっているところがありますが、ただ、それをブロックしようということで、いろんな各セクションで議論を民間でもそうでありますけど、民間の方がいろんな形で情報が露出しているということの御指摘いろいろあってます。ですから、当然やっぱり無制限にじゃあ民間にしたからといって、無制限に個人情報が流れるということは、当然これは個人情報保護法案の方から照らしても、それはできないことではないかと思っております、基本的な考え方として。ですから、何らかのそういうブロック措置というか、やっぱり規制の措置がとられるんじゃないかというふうには考えておりますが、基本的には今何度も申し上げますように、まだ成立してない段階ですから、基本的な考え方としては、そういう考え方しております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

今後、これが具体的に国会で通れば、地方自治体でもこういった論議があると思いますが、そういった点では、今後やっぱりこういったこと自体が、やっぱり私は自治体の解体の方に向かうんじゃないかというふうに思ってます。なぜなら、こういった法案を推進しているこれは本間正明さんという方なんですけど、経済財政諮問会議の議員でもあるし、先ほど言った21世紀懇談会の方が市場化テストという本が出しているんですけど、その中でこういったことを言ってます。大きなビジネスチャンスをもっと積極的に作り出すことで企業などの活力を引き出すことができる。だから、企業の金儲けのためにどんどんこれを民間開放しなさいと。その後、新しい公益と

という言葉で、今までとは違った公共サービスの基準をつくりながら、行政が一元的に公益を判断し実施するのはなく、行政、民間、企業、NPOや個人が対等な立場に立って、それぞれの多様な価値観をベースにして多元的に公益を企画、立案、実施する時代になったという、こういったことを言ってます。

結局、これまで市町村が提供していた事業、行政サービスを住民主体となったコミュニティビジネスへと発展させていくことが可能になるという、こういったやっぱり企業に儲けさせるためにこういったことをやりなさいということ言ってるわけなんです。

実質、今後こういった問題が出てくると思いますので、ぜひ自治体の中でも十分な論議を行っていただきたいというふうに思ってます。

続きまして、新しい公共空間を形成するという、その問題についていきたいと思います。新しい公共空間というのは、私は具体的に示してほしかったわけですけど、今お手元に図が配ってあると思いますけど、これ総務省のホームページに載っていることです。総務省が言っている新しい公共空間とはということではこういうものですよということ言ってるんです。一番上にあるのが、今までの公共と行政との関係です。公共、いろんな公共サービスとかの範囲と、行政の範囲が一緒であったという、そういった状況です。

ところが、今は、やっぱり社会保障が延びるかとか、そういった点で公共がだんだん大きくなっていっていると。それと同時に、交付税の削減とか、補助金の削減、そういったことによって行政の範囲が小さくなってきています。そこを、今、政府が考えているのは、市場化テストとか、それから、指定管理者制度とか、そういったものも含めてですけど、その企業がそういった公共の中に入ってきてアウトソーシングしていくということ。それともう一つは、市民が指摘化をしていたのが、地域協働という形でそういったものを担っていくという、こういったことが公共の中に新しい公共空間を生み出すという、これは、政府が言っている新しい公共空間という意味なんです。

それで、(ロ)で私が言った行政大綱の表題である「自治体経営によるまちづくり」とはということかというものを聞いたのが、やはりこの自治体経営という経営という言葉が入ってますよね。そういった点では、自治体が企業のように、経営感覚で今後自治体を経営していくという、こういったことで自治体経営によるまちづくりをというそういった表題をしたんではないかなというふうに思ってるんですけど、そういった点はいかがでしょうか。

○議長 本田 哲也君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

自治体経営ということで、私どもが集中改革プランの中で掲げております具体的内容といたし

ましては、PDCAっていうんですか、プラン・ドゥー・チェック・アクションという形で、毎年の事業につきましてそれを評価し、新たなステップを踏んでいくという考え方のもとに事務を進め、行政運営をやっていこうと。その中では、住民への説明責任、あるいは数値目標を達成できたかどうかというようなチェック等々やっていく中で、行政運営を円滑にかつ効率よく進めていこうという考え方で示したものでございます。その辺とも相通ずるものがあると考えております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

行政改革大綱の中でも、住民サービスの適正水準及び適正負担により最小の経費で最大の効果を上げるといふ、こういったふうな言葉が上げられてます。やはり企業的な感覚で自治体を経営していくという、こういったことと思いますが、先ほど示した図、こういった体系を今経営学とかそういった中では、NPMとあって、ニューパブリックマネジメントという、こういった手法であるということを書いてます。これは、総務省とかも、それから、政府、そういったものをこういった手法で今後やっていきなさいということを書いてるんですけど、その中にはPDCA、先ほど言いました、そういったものも含めてなってます。

NPMについて、国は、こういうふうに書いてます。この行政経営システムは1980年代半ばに、イギリスやニュージーランドにおいて形成された行政運営の理念であり、民間企業で活用されている経営理念や手法を可能な限り公的部門に導入することで、より効率的で質の高い行政サービスを提供する考えで、住民が支払う税金に対する満足度を高める取り組みです。NPMの理念には、顧客主義、業績成果主義、組織の簡素化や組織内外の分権、市場原理の活用、新たな官民の役割の構築などの特徴があります。

ですから、芦屋町が今やっている芦屋町集中改革プランというのは、基本的には、行政指針を参考にしてやっているということで、内容的には、このNPMの手法という、そういったことが取り入れたわけなんです。それで、このNPMについては、平成13年6月の骨太の方針の中でも閣議決定されて、国民は納税の対価として最も価値ある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足の最大化を追求する必要があると。そのための手法としてNPMを行うという部分です。で、国はやっぱりこれを推進してます。

それで、第3点目の予算配当につきましても、やはりこれは、財政課長が言われたように、課単位に予算を配分し、その範囲内で事務事業を自由に行っていくと。昨年実績にマイナスシーリングをかけるという、こういった手法をとります。

そういったことでこういったふうになるかということ、実質的減額された予算範囲内で事業もや

めることも、人員をパート、アルバイト化することも民間委託すること、こういったことも担当課で判断して自由に行えるという、そういったことにもなるということで、NPMとしては、こういったことをして行って、そして、課の中でも民間の参入を推進させていくという、そういったことを言ってるわけなんです。

そういった点で、こういった新しい公共空間、つまり民間やNPOとか地域コミュニティに、これからの行政のことを、仕事をさせるというふうになるわけなんですけど、そしたら、行政自体がどういった仕事をやるのかというふうになりますと、これは、国も言ってるんですけど、NPMの従来からの主張でいえば、企画と立案、そして、執行と実施の分離ということ言ってます。今後、自治体経営において、純粹に行政が行う、担うべき役割は戦略的な地域経営のための企画、立案や条例制定等の地域経営の戦略本部ということで、この図で見ますと、一番下の中で、最後、行政の枠の中で、企業と市民の入ってくる部分がなくなっていった、法務、企画、これが最終的には自治体として残る業務だけなんです。そして、この自治体も、現在やっているように、アウトソーシング、企画部門なんかもやってますよね。そういった点では、企画部門も民間にとられてしまうような、本当にこのNPMをやっていったら、地方自治体、自治体のあり方自体が本当に根本に問われるという、そういったふうに私は思うんです。

その先にあるのが、こういったふうに、自治体を解体して行って、そして、市町村合併を進めて行って、奥田ビジョンとか21世紀ビジョンの目標である30万3000の地方を実現させていくと、そして、道州制をつくっていくという、これが政府がこのNPMを導入して地方自治体に今地方交付税を削減したり、やって行って、追い詰めて行ってやらせていこうという方向なんです。

ですから、私はやっぱりこういったことは、確かに地方自治体としては、この今の手法を芦屋町としては本当に望んでやったのではないと思うんです。やはり、先ほど言ったように、競艇の財源不足の問題が今年度でも8億からの財源不足生まれてます。そういったところを解決するために、ああ、政府が言っている指針であるこういった手法をやっていけば、さらなる行政改革ができるというやってきてるとは思いますけど、しかし、それをやりよったんじゃあ、やっぱりだめなんですよね。最終的には、みずからの自治体を崩してしまうことになるという、そういったところをやっぱりもっと考えてもらいたいと思います。

ただ、もう時間がなくなったんであんまり言いませんが、ただ、現実的には、やはり自治体としては、厳しい状況にある中で、この財政をどう再建させていくかという、そういったことも問われてるわけなんですけど、今の芦屋町の弾力性のない財政の中でどこを削っていくかという、そういったことになっていけば、やはり今集中改革プランで上げているいろんな事項がありますよね。そういったものを削るしかないということはあると思います。

ただ、それにしても、芦屋町の予算の中ですれば、例えば、同和関係の予算とか、それからまた、不要の大型公共事業、例えば砂防堤の問題にしてもまだ十分な実効性がない中で、そういったものに投資していくという、そういったものに対しては大きな問題がありますが、基本的にはそういった部分を削減することもやむを得ないことかと思えます。

ただ、しかし、問題は、行政改革をやっていくのが、本当に国に顔を向けてそういったNPMの手法にのっとって、おどらされてやっていくのか。それとも、住民に顔を向けて住民の立場に立って行政改革をやるのかという、私はそこが一番問題だと思うんです。

やはり、今全国でいろんな市町村合併が進められていましたが、やはり、長野県、新潟というのは、小さな村とか町が自立の選択をしています。ただ、それらは、地方交付税にやっぱり依存しとるということで、自立をしてもやっぱり大きな行政改革をしなきゃ生き残れません。ですから、具体的にやっています。

ただ、問題は、その行政改革もやはり住民の中で論議して、そして、徹底的にその行政の職員との論議とか、そういったものを含めた中で住民との合意、そういったものを行った中で行政改革をやるということで、人員の削減もします、民間の委託もします、そういったことも皆さん合意してくださいという、そういった中でやってるわけなんです。

ですから、やっぱり本当に住民の中での論議を行って、行政改革をやっていくということと、それと、やはり住民との協働というのも、こういったふうに住民を自治体の手足に使うというふうな協働ではなくて、本当のやっぱり協働、住民自治の立場に立った協働をやっていかねばいけないかなというふうに思いますが、そういった点では、今競艇問題とか、そういったものも、大きな芦屋町の財政にとっては、芦屋町の今後にとって大きいのしかかる問題ですけど、こういった問題についても、やっぱり本当に町が住民との協働、住民の立場でやっていくというのであれば、今後の芦屋町の競艇をどうするかとか、そういった問題は住民と十分情報を公開して話し合っていく中で決めていかなければいけないんじゃないですか、そういった点ではどうでしょうか。

**○議長 本田 哲也君**

町長。

**○町長 鈴木 清吾君**

基本的に何かいろいろ言われてるんですが、この行財政改革につきましては、国にこびをうるために、また、国の指導に基づいてやっているものではございません。我々住民説明会の機会にも説明いたしましたように、もちろん主たる収入源の競艇が大変厳しい状況もございますが、確かに三位一体改革で、たしか4億円近い地方交付税の減額になっております。もちろんそれが4億円減額されなくて、そのままずっと来れば10年間で40億ですからかなりのお金になりますけれども、それもボディーブローのように、確かに4億円というのは聞いておりますが、基本

的に我々は今、先般から御指摘してますように4町合併の話もああいう形で頓挫をいたしております。そういう中で、いかにして、この町が生き延びていくかということの中から、我々としてはこういう改革、しかも以前は我々国の主導ではありませんで、今までが余りにもどんぶり勘定というか、公ということで行政がそういうところ、ほかの町もそうかもしれません。親方日の丸のどんぶり勘定的な感覚での行政運営というか、それを、やや民間のそういうノウハウというか、経営感覚に基づいたものにしていこうということでございまして、もちろん公というのは、すべて民間の、株式会社の社長の感覚では経営は私にはできないと思います。

日産がカルロス・ゴーンさんが来られて、あるところ一気に工場を廃止されて、従業員も解雇されて立ち直らせたということについては評価しますが、民間はそれできるわけでありませぬ。公はそういう手荒なことはできません。閉鎖をして、職員を一遍に解雇ちゅうことはできませんので、ですから、すべて民間のものを用いることはございませぬで、参考にしながら行財政運営をやっていくと。

今言われたようにこの競艇の情報についても、もちろんいろいろ守秘義務の個人の賃金の話だとかいろいろ難しい、労働法で難しいところありますが、できる限り基本的には皆さん方に、これも町のこともそうであります。個人情報法に触れない範囲内でできる限りの情報については、皆さん方に出していくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 本田 哲也君**

時間ありません。もう簡単をお願いします。川上議員。

**○議員 5番 川上 誠一君**

最後に、地方制度の活用の問題についてはちょっと触れてませぬので、最後に意見だけを述べさせていただきます。そういった制度、今後どういったものかわかりませぬが、やはりそういったものを活用しながら、私はぜひ住民のサービス向上のために財政をつくっていただきたいと思っております。

今年度予算にも載ってませぬけど、例えば、福岡県は乳幼児医療費の助成を、初診料の無料化を来年度から行う。これも、町の3分の1の負担があると思えます。郡内見れば、遠賀町自体は入院、通院が5歳までですが、今回水巻が来年1月から通院を就学前まで、そして、岡垣町が4月1日から通院を5歳に引き上げるという、こういったことをやっております。ですから、やはり芦屋町としても当然こういった制度が求められます。ですから、ぜひそういったところを、財政をつくっていくためにも、そういった制度を活用しながら、住民の要求を実現するように、本当にやはり住民が主人公の町政をやっていただいて、本当の住民参画をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

以上で川上議員の一般質問を終わりました。